



鳥取県公報

平成 28 年 7 月 1 日 (金)
第 8 8 1 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県統計調査の実施 (455) (青少年・家庭課) 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (456) (東部福祉保健事務所) 3
	指定介護予防サービス事業者の指定 (457) (〃) 3
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (458) (〃) 3
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (459) (〃) 3
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (460) (〃) 3
	指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 (461) (〃) 4
	保安林の指定の解除予定 (462) (森林づくり推進課) 4
	基本測量の実施 (463) (県土総務課) 4
	土地収用法による土地の立入り (464) (〃) 4
	収入証紙の小売りさばき人の売りさばき場所の廃止 (会計指導課) (465) 5
◇ 選管告示	選挙運動従事者及び労務者に対し支給することができる実費弁償の額等の一部改正 (22) 5
	鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における立候補届出に関する説明会の開催 (23) 6
◇ 内水面漁 管委告示	コイの持出し等を禁止する水域の範囲の一部改正 (6) 6
◇ 調達公告	総合評価一般競争入札の実施 (3件) (病院局総務課) 7

告 示

鳥取県告示第455号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年7月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
鳥取県青少年育成意識調査
- 2 調査の目的
青少年及び成人の意識並びに行動を調査することにより、その実態を的確に把握し、過去に実施した調査結果との時間的変容を解明し、もって青少年施策の基礎資料を得る。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域的範囲
鳥取県全域
 - (2) 属性的範囲
 - ア 小学校の第2学年及び第5学年の児童
 - イ 中学校第2学年の生徒
 - ウ 高等学校第2学年の生徒
 - エ アからウまでに掲げる者の保護者
 - オ 青年（19歳から29歳までの者をいう。）
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 対象者の属性
 - イ 青少年自身について（自己肯定感、悩みなど）
 - ウ 青少年を取り巻く環境について（家庭生活、学校生活、仕事など）
 - (2) その基準となる期日
平成28年7月1日
- 5 報告を求める者
 - (1) 3の(2)のアに掲げる者 各400人
 - (2) 3の(2)のイに掲げる者 400人
 - (3) 3の(2)のウに掲げる者 400人
 - (4) 3の(2)のエに掲げる者 1,600人
 - (5) 3の(2)のオに掲げる者 1,700人
- 6 報告を求めるために用いる方法
 - (1) 児童、生徒及び保護者
学校を通じ、調査対象となった児童、生徒及び保護者に調査票を配布し、回収を行う。
 - (2) 青年
調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県に返送する方法で行う。
- 7 報告を求める期間
平成28年7月1日から同月31日まで
- 8 調査票情報の保存期間
5年間
- 9 結果の公表方法
調査報告書及び鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第456号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年7月1日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社松山	訪問介護事業所松のねっこ	鳥取市大覚寺174-16	平成28年7月1日	訪問介護

鳥取県告示第457号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年7月1日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社松山	訪問介護事業所松のねっこ	鳥取市大覚寺174-16	平成28年7月1日	介護予防訪問介護

鳥取県告示第458号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年7月1日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
てのひら株式会社	訪問介護事業所てのひら	鳥取市新40	平成28年5月31日	平成28年6月30日	訪問介護

鳥取県告示第459号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年7月1日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
てのひら株式会社	訪問介護事業所てのひら	鳥取市新40	平成28年5月31日	平成28年6月30日	介護予防訪問介護

鳥取県告示第460号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成28年 7 月 1 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社松山	鳥取市国府町宮下 1107-8	訪問介護事業所松のねっこ	鳥取市大覚寺 174-16	居宅介護、重度訪問介護	平成 28 年 7 月 1 日

鳥取県告示第461号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年 7 月 1 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
てのひら株式会社	鳥取市福部町細川 676-8	訪問介護事業所てのひら	鳥取市新 40	居宅介護、重度訪問介護	平成 28 年 6 月 30 日

鳥取県告示第462号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年 7 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡若桜町大字赤松字魚飛2181の38、2181の40、2181の41
- 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第463号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年 7 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 作業種類 基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- 作業期間 平成28年 7 月 19 日から同年 10 月 31 日まで
- 作業地域 八頭郡八頭町

鳥取県告示第464号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年 7 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 起業者の名称

中国電力株式会社

2 事業の種類

特別高压架空電線路 新鳥取吉成線新設鉄塔建設事業

3 立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市上原字入道ケ谷井手之上、字入道ケ谷井手之下、字神下坂、字神下坂道端、及び字長尾谷並びに有富字ヘソヲ谷、字梅ケ坪、字土居、字前田、字柏ケ坪、字外輪谷口、字外輪谷、字臼谷上平、字臼谷口、字森ノ元、字大平、字臼谷下平、字森谷、字森谷奥、字大岩谷及び字大岩奥並びに中村字大岩、字大岩中、字大岩奥、字小谷、字椎木及び字石谷並びに下味野字馬隠シ、字堂ノ谷、字竹谷、字観音谷、字露谷及び字堅岩並びに篠坂字上河原、字土居、字宮ノ谷、字宮ノ谷東平、字門田、字三谷坂西ノ平、字三谷坂南ノ口、字三谷坂中ノ切、字三谷坂及び字大谷並びに西今在家字岩本下分並びに北村字霧ケ谷、字池之内、字池之内谷、字池之内西分及び字池之内東分並びに本高字白木、字段木及び字円ノ前並びに服部字池ノ内荒神山、字池ノ内堤谷、字池ノ内西、字池ノ内東、字池ノ内南平、字池ノ内北平、字池ノ内墓谷、字石山、字西石田、字高畷、字隈内、字津浪道西、字津浪道東、字松ケ段西下及び字松ケ段東下

4 立ち入ろうとする期間

平成28年7月25日から平成29年3月31日まで

鳥取県告示第465号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第2項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次のとおり売りさばき場所を廃止する旨の届出があったので、告示する。

平成28年7月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	住所	名称	廃止年月日
459	米子市東福原一丁目1-15	鳥取銀行 皆生通出張所	平成28年7月16日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第22号

平成5年鳥取県選挙管理委員会告示第15号（選挙運動従事者及び労務者に対し支給することができる実費弁償の額等）の一部を次のように改正する。

平成28年7月1日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第197条の2第1項及び第2項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために	公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第197条の2第1項及び第2項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のた

<p>使用する者及び専ら要約筆記（法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。以下同じ。）のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の額を次のように定め、昭和58年11月鳥取県選挙管理委員会告示第128号（選挙運動従事者及び労務者に対し支給することができる実費弁償の額等について）は、廃止する。</p> <p>1～3 略</p> <p>4 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、<u>専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限る。</u>）1人に対し支給することができる報酬の額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、<u>専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者</u> 1日につき1万5,000円</p>	<p>めに使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の額を次のように定め、昭和58年11月鳥取県選挙管理委員会告示第128号（選挙運動従事者及び労務者に対し支給することができる実費弁償の額等について）は、廃止する。</p> <p>1～3 略</p> <p>4 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び<u>専ら手話通訳のために使用する者に限る。</u>）1人に対し支給することができる報酬の額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び<u>専ら手話通訳のために使用する者</u> 1日につき1万5,000円</p>
--	--

鳥取県選挙管理委員会告示第23号

平成28年執行予定の鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における立候補届出に関する説明会を次のとおり開催する。

平成28年7月1日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

日時 平成28年7月15日 午後2時

場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第6号

平成28年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号（コイの持出し等を禁止する水域の範囲について）の一部を次のように改正する。

平成28年7月1日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 略</p> <p>2 天神川水系のうち次に掲げる水域</p> <p>(1) <u>東伯郡三朝町大字赤松の赤松橋より下流の天神川本流</u></p>	<p>1 略</p> <p>2 天神川水系のうち次に掲げる水域</p> <p>(1) <u>倉吉市上余戸の郡山大口堰より下流の天神川本流</u></p>

<p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) <u>倉吉市大原の大原頭首工から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路</u></p> <p>(6) <u>倉吉市円谷町の円谷大口頭首工から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路</u></p> <p>(7) <u>倉吉市米田町の米田橋より下流の絵下谷川</u></p> <p>(8) <u>倉吉市の栗尾川及びそれに接続する全ての用水路</u></p> <p>(9) <u>倉吉市上余戸の郡山大口堰から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路</u></p> <p>(10) <u>東伯郡三朝町の坪谷川と三徳川合流点より下流の三徳川本流及びそれに接続する全ての用水路</u></p> <p>(11) <u>東伯郡三朝町の坪谷川と三徳川合流点より下流の三徳川水系の河川（東伯郡三朝町大字片柴の木村橋より上流の波関川本流、東伯郡三朝町大字余戸の川板橋より上流の小鹿川本流及び東伯郡三朝町大字鎌田の大谷河原橋より上流の加茂川本流並びにそれらの支流並びにそれらに接続する全ての用水路を除く。）及びそれに接続する全ての用水路</u></p> <p>3 及び 4 略</p>	<p>(2)～(4) 略</p> <p>3 及び 4 略</p>
---	----------------------------------

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年7月1日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工 事 名 鳥取県立中央病院建替整備工事（電気設備）

(2) 工事場所 鳥取市江津

(3) 工事概要

ア 新病院棟の新築に係る電気設備工事一式（指定部分）

工事種別 新築工事

構 造 鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造 地上11階建

延床面積 53,090平方メートル（屋外に開放された設備シャフト・ピロティ等の2,190平方メートルを含む。）

イ 既存外来棟の一部改修に係る電気設備工事一式

工事種別 改修工事

構 造 鉄筋コンクリート造 地上2階建

延床面積 701平方メートル（改修対象面積）

(4) 工 期 契約締結日の翌日から平成30年9月30日まで

なお、指定部分の引渡し期限は平成30年7月31日とする。

- (5) 予定価格 事後公表
- (6) 支払条件 前金払又は部分払 有
- (7) 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、技術提案評価型を適用した工事である。
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
- (9) 本工事の契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な要件に関する事項

本工事の入札に参加することができる者は、平成28年鳥取県告示第359号（建設工事の一般競争入札に参加する者に必要な資格等）に基づく電気工事に係る一般競争入札参加資格を有している者又は平成28年8月26日（金）までに有する見込みのある者（以下「構成員」という。）により結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とし、各構成員又は共同企業体が次に掲げる要件に該当し、かつ、発注者により、本工事に係る入札参加資格及び共同企業体入札参加資格の確認を受け、その資格を有すると認められたものとする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から平成28年8月26日（金）までの間のいずれの日においても鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成28年3月24日付第201500184856号県土整備部長通知）に基づく資格停止措置を受けておらず、かつ、同要綱に規定する資格停止措置の要件に該当しない者であること。
- (3) 申請書の提出期限の日から平成28年8月26日（金）までの間のいずれの日においても会社法（平成17年法律第86号）の規定による清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (4) 申請書の提出期限の日から平成28年8月26日（金）までの間のいずれの日においても手形交換所において手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 鳥取県の行政事務からの暴力団の排除に関する要綱（平成22年3月19日付第200900193250号総務部長通知）第3条に基づく排除措置対象者でないこと。
- (6) 本工事に係る設計業務の受託者若しくは当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。
- (7) 各構成員が、本工事に係る入札において他の共同企業体の構成員でないこと。
- (8) 鳥取県職員（一般職に限る。）を退職後2年以内の者及び鳥取県立中央病院建替整備工事技術提案書等評価委員会（以下「評価委員会」という。）の委員を雇用していない者であること。
- (9) 次に掲げる要件を満たす代表者となる構成員（以下「代表者」という。）1者と代表者以外の構成員2者により構成される共同企業体であること。

ア 代表者に関する要件

次の要件を全て満たす者であること。

- (ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査（審査基準日が平成26年10月1日から平成27年9月30日まで（合併、分割又は営業の譲渡の期日等を審査基準日とした経営事項審査にあつては、平成28年7月26日まで）の間にあるものに限る。）の結果における電気工事の総

合評定値（建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。以下同じ。）が1,200点以上であること。

(イ) 過去15年間（平成13年4月1日から平成28年3月31日までをいう。以下同じ。）に延床面積（増築又は改築の場合は、当該部分の延床面積とする。）25,000平方メートル以上の鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造による病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）の新築、増築又は改築に係る電気設備工事を元請として施工した実績（施工中であるものを除く。）を有すること。ただし、共同企業体としての実績である場合は、出資比率20パーセント以上の実績に限る。

(ウ) 過去15年間に鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造による免震構造の新築、増築又は改築に係る電気設備工事を元請として施工した実績（施工中であるものを除く。）を有すること。ただし、共同企業体としての実績である場合は、出資比率20パーセント以上の実績に限る。

(エ) 配置予定技術者に係る事項

次の要件を全て満たす者を専任の主任（監理）技術者として配置できること。

a 構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、平成28年4月26日（火）以前から継続しているものをいう。）にある者

b 技術士（電気電子部門）（以下「技術士」という。）又は一級電気工事施工管理技士の資格を有する者であって、かつ監理技術者の資格を有する者

イ 代表者以外の構成員に関する要件

次の要件を全て満たす者であること。

(ア) 経営事項審査の結果における電気工事の総合評定値が820点以上であること。

(イ) アの(エ)のaに掲げる条件を満たす技術士又は一級電気工事施工管理技士の資格を有する者で、本件工事の期間中主任技術者として専任で配置することができる者を有すること。

(10) 共同企業体は次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

イ 代表者は、(9)のアの要件を満たす者であって、出資比率が構成員のうち最大の者であること。

ウ 各構成員の出資比率は20パーセント以上であること。

3 共同企業体の結成に関する事項

共同企業体の結成に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 構成員は、この入札公告に係る他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。

(2) 構成員の配置予定技術者は、2人まで同時に申請することができる。また、同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とするは差し支えないが、他の工事を落札したことにより申請した配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した申請書の取り下げ又は入札の辞退を行うこと。これらの行為を行わない入札は無効とし、当該入札者については資格停止の措置を行うことがある。

4 総合評価に関する事項

(1) 本工事の総合評価に関する評価項目は、次のとおりとする。

ア 技術提案

イ 施工体制

(2) 総合評価の方法

ア 基礎点

入札説明書及び設計図書（以下「入札説明書等」という。）に記載された要件を実現できると認められる場合は、基礎点を与える。

イ 加算点及び施工体制評価点

総合評価に関する評価項目について入札説明書で定める評価基準により評価委員会が評価し、加算点及び施工体制評価点を与える。

ウ 評価値

価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、入札価格が予定価格の制限の範囲内である入札者について、基礎点、加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

(3) ヒアリングの実施

2 の入札参加資格を有する者が提出した技術提案の内容についてヒアリングを実施する。

(4) 落札者の決定方法

ア 次に掲げる要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札し、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 技術提案の内容が最低限の要求要件を満たしていること。

(ウ) 評価値が基礎点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

イ 評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(5) 技術提案の内容の遵守

施工に当たっては、事前に提出し適正とされた技術提案の内容を遵守すること。ただし、発注者との協議により、技術提案の内容以上と認められるものについては、これに基づく施工を認める。受注者の責により、技術提案の内容が遵守されない場合は、工事成績評定点の減点及び違約金請求の措置を講ずるものとする。

5 手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局新病院建設推進室（鳥取県立中央病院外来棟 2 階）

電話 0857-26-2271（代表）

(2) 関係資料の配布

入札説明書等は、平成28年7月1日（金）から同月26日（火）までの間に鳥取県立中央病院ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>）から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、平成28年7月1日（金）から同月26日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時までの間に、（1）の場所で直接交付するものとする。

(3) 申請書等の提出

ア 提出方法

本入札に参加を希望する者は、入札説明書等に基づき申請書、技術提案書及び施工体制評価に関する資料（以下「申請書等」という。）を作成し、持参又は郵便等により提出すること。なお、郵便等による場合は、親展と明記した書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（以下「書留郵便等」という。）によることとする。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

平成28年7月26日（火）午後4時までに到着したものに限り受け付ける。

エ ヒアリングの実施

平成28年8月1日（月）に実施する予定であり、時間等の詳細については、対象者に別途通知する。

(4) 質問の受付及び回答

ア 質問の提出方法

申請書等に関する質問（入札書の提出に関する質問を除く。）がある者は、簡易な事項に関するものを除き、質問書を作成し、持参、書留郵便等又は電送（電子メールアドレスchuoubyouin@pref.tottori.jp）により提出すること。なお、電送による場合は、(1)に電話連絡し、着信を確認することとする。

イ 質問の受付期間

質問の受付は、平成28年7月13日（水）午後4時までとする。

ウ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は鳥取県立中央病院ホームページに公開するとともに、(1)の場所において閲覧に供する。

エ 質問に対する回答期限

質問に対する回答は、平成28年7月19日（火）午後4時までとする。

(5) 入札参加資格の通知

2により本工事に係る入札参加資格及び共同企業体入札参加資格を有すると認められた者（以下「入札参加者」という。）には、その旨を平成28年8月5日（金）までに通知する。

6 入札手続に関する事項

(1) 入札書の提出

ア 提出方法

入札参加者は、入札書に工事費内訳書を添付の上、持参により提出すること。ただし、やむを得ないと認められる場合は、書留郵便等により提出することができる。

イ 提出場所

5の(1)に同じ。

ウ 提出期限

入札書は平成28年8月23日（火）午前9時から同月25日（木）午後4時までに到着したものに限り受け付ける。

エ 質問の受付期間

入札書の提出に関する質問の受付は、平成28年8月18日（木）午後4時までとする。

オ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は鳥取県立中央病院ホームページに公開するとともに、5の(1)の場所において閲覧に供する。

カ 質問に対する回答期限

質問に対する回答は、平成28年8月22日（月）午後4時までとする。

(2) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。なお、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）第23条第1項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(3) 開札日時及び場所

平成28年8月26日（金）午後2時より鳥取市江津730鳥取県立中央病院内にて開札する。

(4) 落札者決定予定日

平成28年8月31日（水）

(5) 入札の無効

2の入札参加資格のない者による入札、申請書等の提出された資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 入札結果の公表

契約締結後、入札結果を鳥取県立中央病院ホームページに公表するとともに、5の(1)の場所において閲

覧に供する。

7 低入札価格調査

- (1) 鳥取県低入基標準価格及び最低制限価格設定要領（平成19年8月15日付第200700071998号県土整備部長通知。以下「低入要領」という。）第5条に規定する低入基標準価格（以下「低入基標準価格」という。）を下回った全ての入札者（以下「低入札調査対象者」という。）に対して、低入要領第8条の規定に基づき低入札価格調査を実施する。
- (2) 低入札価格調査により、その者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者の入札を失格とする。
- (3) 低入札調査対象者に対してヒアリングを実施する。
- (4) 低入札調査対象者は、入札説明書に示す期限までにヒアリングのための追加資料を提出するものとする。
- (5) 提出された資料については、提出期限後における差替え及び再提出は認めない。
- (6) 低入札調査対象者は、調査に協力しなければならない。

8 契約に関する事項

- (1) 契約書作成の要否

要

- (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号）第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。ただし、低入基標準価格を下回る価格で落札した者との契約については、契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の30以上の金額を納付しなければならない。

9 その他

- (1) 手続において使用する言語、通貨、時刻及び単位等

日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

- (2) 著作権の取扱い

ア 落札者が提出した技術提案に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては技術提案を提出した者（以下「提案者」という。）に帰属するものとする。

イ 落札者以外が提出した技術提案に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

- (3) 特定調達契約

この調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に該当する。

- (4) 経費の負担

本入札に関し要する経費は、参加者の負担とする。

- (5) 低入基標準価格を下回った価格での入札

低入基標準価格を下回った価格をもって契約する場合は、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領（平成14年5月22日付管第471号県土整備部長通知）の4に規定する追加技術者を配置しなければならない。

- (6) 入札手続における交渉の有無

無

- (7) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

- (8) 入札参加資格の認定を受けていない者の参加

2の入札参加資格の認定を受けていない者も5の(3)により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには開札までに入札参加資格の認定を受けていなければならない。

- (9) その他

詳細は、入札説明書等による。

10 Summary

(1) Subject matter of the contract

Construction work of the Tottori Prefectural Chuou Hospital (Main building—Electrical equipment)

(2) Deadline for submitting bidding applications : 4:00 PM, July 26, 2016

(3) Deadline for other relevant documents for qualification : 4:00 PM, July 26, 2016

(4) Deadline for the submission of tender : 4:00 PM, August 25, 2016

(5) Please Contact : Prefectural Chuou Hospital Construction Promotion Office Tottori

Prefectural Government 730 Edu Tottori-shi, 680-0901 Japan, TEL 0857-26-2271

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年7月1日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工 事 名 鳥取県立中央病院建替整備工事（空調設備）

(2) 工事場所 鳥取市江津

(3) 工事概要

ア 新病院棟の新築に係る空調設備工事一式（指定部分）

工事種別 新築工事

構 造 鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造 地上11階建

延床面積 53,090平方メートル（屋外に開放された設備シャフト・ピロティ等の2,190平方メートルを含む。）

イ 既存外来棟の一部改修に係る空調設備工事一式

工事種別 改修工事

構 造 鉄筋コンクリート造 地上2階建

延床面積 701平方メートル（改修対象面積）

(4) 工 期 契約締結日の翌日から平成30年9月30日まで

なお、指定部分の引渡し期限は平成30年7月31日とする。

(5) 予定価格 事後公表

(6) 支払条件 前金払又は部分払 有

(7) 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、技術提案評価型を適用した工事である。

(8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

(9) 本工事は、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な要件に関する事項

本工事の入札に参加することができる者は、平成28年鳥取県告示第359号（建設工事の一般競争入札に参加する者に必要な資格等）に基づく管工事に係る一般競争入札参加資格を有している者又は平成28年8月26日（金）までに有する見込みのある者（以下「構成員」という。）により結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とし、各構成員又は共同企業体が次に掲げる要件に該当し、かつ、発注者により、本工事に係る入札参加資格及び共同企業体入札参加資格の確認を受け、その資格を有すると認められたものとする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から平成28年8月26日（金）までの間のいずれの日においても鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成28年3月24日付第201500184856号県土整備部長通知）に基づく資格停止措置を受けておらず、かつ、同要綱に規定する資格停止措置の要件に該当しない者であること。
- (3) 申請書の提出期限の日から平成28年8月26日（金）までの間のいずれの日においても会社法（平成17年法律第86号）の規定による清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (4) 申請書の提出期限の日から平成28年8月26日（金）までの間のいずれの日においても手形交換所において手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 鳥取県の行政事務からの暴力団の排除に関する要綱（平成22年3月19日付第200900193250号総務部長通知）第3条に基づく排除措置対象者でないこと。
- (6) 本工事に係る設計業務の受託者若しくは当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。
- (7) 各構成員が、本工事に係る入札において他の共同企業体の構成員でないこと。
- (8) 鳥取県職員（一般職に限る。）を退職後2年以内の者及び鳥取県立中央病院建替整備工事技術提案書等評価委員会（以下「評価委員会」という。）の委員を雇用していない者であること。
- (9) 次に掲げる要件を満たす代表者となる構成員（以下「代表者」という。）1者と代表者以外の構成員2者により構成される共同企業体であること。

ア 代表者に関する要件

次の要件を全て満たす者であること。

- (ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査（審査基準日が平成26年10月1日から平成27年9月30日まで（合併、分割又は営業の譲渡の期日等を審査基準日とした経営事項審査にあつては、平成28年7月26日まで）の間にあるものに限る。）の結果における管工事の総合評定値（建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。以下同じ。）が1,200点以上であること。
- (イ) 過去15年間（平成13年4月1日から平成28年3月31日までをいう。以下同じ。）に延床面積（増築又は改築の場合は、当該部分の延床面積とする。）25,000平方メートル以上の鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造による病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）の新築、増築又は改築に係る空調設備工事を元請として施工した実績（施工中であるものを除く。）を有すること。ただし、共同企業体としての実績である場合は、出資比率20パーセント以上の実績に限る。
- (ウ) 過去15年間に鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造による免震構造の新築、増築又は改築に係る空調設備工事を元請として施工した実績（施工中であるものを除く。）を有すること。ただし、共同企業体としての実績である場合は、出資比率20パーセント以上の実績に限る。
- (エ) 配置予定技術者に係る事項
次の要件を全て満たす者を専任の主任（監理）技術者として配置できること。
 - a 構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であつて、平成28年4月26日（火）以前から継続しているものをいう。）にある者
 - b 技術士（衛生工学部門）（以下「技術士」という。）又は一級管工事施工管理技士の資格を有する者であつて、かつ監理技術者の資格を有する者

- イ 代表者以外の構成員に関する要件
 - 次の要件を全て満たす者であること。
 - (ア) 経営事項審査の結果における管工事の総合評定値が810点以上であること。
 - (イ) アの(エ)の a に掲げる条件を満たす技術士又は一級管工事施工管理技士の資格を有する者で、本件工事の期間中主任技術者として専任で配置することができる者を有すること。
- (10) 共同企業体は次に掲げる要件を満たすものであること。
 - ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。
 - イ 代表者は、(9)のアの要件を満たす者であって、出資比率が構成員のうち最大の者であること。
 - ウ 各構成員の出資比率は20パーセント以上であること。
- 3 共同企業体の結成に関する事項
 - 共同企業体の結成に当たっては、次の事項に留意すること。
 - (1) 構成員は、この入札公告に係る他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。
 - (2) 構成員の配置予定技術者は、2人まで同時に申請することができる。また、同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とするは差し支えないが、他の工事を落札したことにより申請した配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した申請書の取り下げ又は入札の辞退を行うこと。これらの行為を行わない入札は無効とし、当該入札者については資格停止の措置を行うことがある。
- 4 総合評価に関する事項
 - (1) 本工事の総合評価に関する評価項目は、次のとおりとする。
 - ア 技術提案
 - イ 施工体制
 - (2) 総合評価の方法
 - ア 基礎点
 - 入札説明書及び設計図書（以下「入札説明書等」という。）に記載された要件を実現できると認められる場合は、基礎点を与える。
 - イ 加算点及び施工体制評価点
 - 総合評価に関する評価項目について入札説明書で定める評価基準により評価委員会が評価し、加算点及び施工体制評価点を与える。
 - ウ 評価値
 - 価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、入札価格が予定価格の制限の範囲内である入札者について、基礎点、加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。
 - (3) ヒアリングの実施
 - 2の入札参加資格を有する者が提出した技術提案の内容についてヒアリングを実施する。
 - (4) 落札者の決定方法
 - ア 次に掲げる要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札し、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。
 - (ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - (イ) 技術提案の内容が最低限の要求要件を満たしていること。
 - (ウ) 評価値が基礎点を予定価格で除した数値を下回らないこと。
 - イ 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
 - (5) 技術提案の内容の遵守

施工に当たっては、事前に提出し適正とされた技術提案の内容を遵守すること。ただし、発注者との協議により、技術提案の内容以上と認められるものについては、これに基づく施工を認める。受注者の責により、技術提案の内容が遵守されない場合は、工事成績評定点の減点及び違約金請求の措置を講ずるものとする。

5 手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局新病院建設推進室（鳥取県立中央病院外来棟 2 階）

電話 0857-26-2271（代表）

(2) 関係資料の配布

入札説明書等は、平成28年7月1日（金）から同月26日（火）までの間に鳥取県立中央病院ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>）から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、平成28年7月1日（金）から同月26日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時までの間に、（1）の場所で直接交付するものとする。

(3) 申請書等の提出

ア 提出方法

本入札に参加を希望する者は、入札説明書等に基づき申請書、技術提案書及び施工体制評価に関する資料（以下「申請書等」という。）を作成し、持参又は郵便等により提出すること。なお、郵便等による場合は、親展と明記した書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（以下「書留郵便等」という。）によることとする。

イ 提出場所

（1）に同じ。

ウ 提出期限

平成28年7月26日（火）午後4時までに到着したものに限り受け付ける。

エ ヒアリングの実施

平成28年8月1日（月）に実施する予定であり、時間等の詳細については、対象者に別途通知する。

(4) 質問の受付及び回答

ア 質問の提出方法

申請書等に関する質問（入札書の提出に関する質問を除く。）がある者は、簡易な事項に関するものを除き、質問書を作成し、持参、書留郵便等又は電送（電子メールアドレス chuoubyouin@pref.tottori.jp）により提出すること。なお、電送による場合は、（1）に電話連絡し、着信を確認することとする。

イ 質問の受付期間

質問の受付は、平成28年7月13日（水）午後4時までとする。

ウ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は鳥取県立中央病院ホームページに公開するとともに、（1）の場所において閲覧に供する。

エ 質問に対する回答期限

質問に対する回答は、平成28年7月19日（火）午後4時までとする。

(5) 入札参加資格の通知

2により本工事に係る入札参加資格及び共同企業体入札参加資格を有すると認められた者（以下「入札参加者」という。）には、その旨を平成28年8月5日（金）までに通知する。

6 入札手続に関する事項

(1) 入札書の提出

ア 提出方法

入札参加者は、入札書に工事費内訳書を添付の上、持参により提出すること。ただし、やむを得ないと認められる場合は、書留郵便等により提出することができる。

イ 提出場所

5 の(1)と同じ。

ウ 提出期限

入札書は平成28年8月23日(火)午前9時から同月25日(木)午後4時までには到着したものに限り受け付ける。

エ 質問の受付期間

入札書の提出に関する質問の受付は、平成28年8月18日(木)午後4時までとする。

オ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は鳥取県立中央病院ホームページに公開するとともに、5 の(1)の場所において閲覧に供する。

カ 質問に対する回答期限

質問に対する回答は、平成28年8月22日(月)午後4時までとする。

(2) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。なお、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則(平成19年鳥取県規則第76号)第23条第1項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(3) 開札日時及び場所

平成28年8月26日(金)午前11時より鳥取市江津730鳥取県立中央病院内にて開札する。

(4) 落札者決定予定日

平成28年8月31日(水)

(5) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者による入札、申請書等の提出された資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 入札結果の公表

契約締結後、入札結果を鳥取県立中央病院ホームページに公表するとともに、5 の(1)の場所において閲覧に供する。

7 低入札価格調査

(1) 鳥取県低入基価格及び最低制限価格設定要領(平成19年8月15日付第200700071998号県土整備部長通知。以下「低入要領」という。)第5条に規定する低入基価格(以下「低入基価格」という。)を下回った全ての入札者(以下「低入札調査対象者」という。)に対して、低入要領第8条の規定に基づき低入札価格調査を実施する。

(2) 低入札価格調査により、その者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者の入札を失格とする。

(3) 低入札調査対象者に対してヒアリングを実施する。

(4) 低入札調査対象者は、入札説明書に示す期限までにヒアリングのための追加資料を提出するものとする。

(5) 提出された資料については、提出期限後における差替え及び再提出は認めない。

(6) 低入札調査対象者は、調査に協力しなければならない。

8 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合におい

て、鳥取県病院局財務規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号）第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。ただし、低入基準価格を下回る価格で落札した者との契約については、契約の相手方は、契約保証金として契約金額の 100 分の 30 以上の金額を納付しなければならない。

9 その他

(1) 手続において使用する言語、通貨、時刻及び単位等

日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。

(2) 著作権の取扱い

ア 落札者が提出した技術提案に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては技術提案を提出した者（以下「提案者」という。）に帰属するものとする。

イ 落札者以外が提出した技術提案に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

(3) 特定調達契約

この調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約に該当する。

(4) 経費の負担

本入札に関し要する経費は、参加者の負担とする。

(5) 低入基準価格を下回った価格での入札

低入基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領（平成 14 年 5 月 22 日付管第 471 号県土整備部長通知）の 4 に規定する追加技術者を配置しなければならない。

(6) 入札手続における交渉の有無

無

(7) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(8) 入札参加資格の認定を受けていない者の参加

2 の入札参加資格の認定を受けていない者も 5 の (3) により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには開札までに入札参加資格の認定を受けていなければならない。

(9) その他

詳細は、入札説明書等による。

10 Summary

(1) Subject matter of the contract

Construction work of the Tottori Prefectural Chuou Hospital (Main building—Air conditioning equipment)

(2) Deadline for submitting bidding applications : 4:00 PM, July 26, 2016

(3) Deadline for other relevant documents for qualification : 4:00 PM, July 26, 2016

(4) Deadline for the submission of tender : 4:00 PM, August 25, 2016

(5) Please Contact : Prefectural Chuou Hospital Construction Promotion Office Tottori

Prefectural Government 730 Edu Tottori-shi, 680-0901 Japan, TEL 0857-26-2271

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 7 月 1 日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工 事 名 鳥取県立中央病院建替整備工事（衛生設備）

- (2) 工事場所 鳥取市江津
- (3) 工事概要
- ア 新病院棟の新築に係る衛生設備工事一式（指定部分 1 及び 2）
- 工事種別 新築工事
- 構 造 鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造 地上11階建
- 延床面積 53,090平方メートル（屋外に開放された設備シャフト・ピロティ等の2,190平方メートルを含む。）
- イ 既存外来棟の一部改修に係る衛生設備工事一式
- 工事種別 改修工事
- 構 造 鉄筋コンクリート造 地上 2 階建
- 延床面積 701平方メートル（改修対象面積）
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から平成30年9月30日まで
- なお、指定部分 1 及び 2 の引渡し期限は、それぞれ平成29年2月15日、平成30年7月31日とする。
- (5) 予定価格 事後公表
- (6) 支払条件 前金払又は部分払 有
- (7) 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、技術提案評価型を適用した工事である。
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
- (9) 本工事は、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な要件に関する事項
- 本工事の入札に参加することができる者は、平成28年鳥取県告示第359号（建設工事の一般競争入札に参加する者に必要な資格等）に基づく管工事に係る一般競争入札参加資格を有している者又は平成28年8月26日（金）までに有する見込みのある者（以下「構成員」という。）により結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とし、各構成員又は共同企業体が次に掲げる要件に該当し、かつ、発注者により、本工事に係る入札参加資格及び共同企業体入札参加資格の確認を受け、その資格を有すると認められたものとする。
- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から平成28年8月26日（金）までの間のいずれの日においても鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成28年3月24日付第201500184856号県土整備部長通知）に基づく資格停止措置を受けておらず、かつ、同要綱に規定する資格停止措置の要件に該当しない者であること。
- (3) 申請書の提出期限の日から平成28年8月26日（金）までの間のいずれの日においても会社法（平成17年法律第86号）の規定による清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (4) 申請書の提出期限の日から平成28年8月26日（金）までの間のいずれの日においても手形交換所において手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 鳥取県の行政事務からの暴力団の排除に関する要綱（平成22年3月19日付第200900193250号総務部長通

知) 第 3 条に基づく排除措置対象者でないこと。

- (6) 本工事に係る設計業務の受託者若しくは当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。
- (7) 各構成員が、本工事に係る入札において他の共同企業体の構成員でないこと。
- (8) 鳥取県職員（一般職に限る。）を退職後 2 年以内の者及び鳥取県立中央病院建替整備工事技術提案書等評価委員会（以下「評価委員会」という。）の委員を雇用していない者であること。
- (9) 次に掲げる要件を満たす代表者となる構成員（以下「代表者」という。）1 者と代表者以外の構成員 2 者により構成される共同企業体であること。

ア 代表者に関する要件

次の要件を全て満たす者であること。

- (ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査（審査基準日が平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日まで（合併、分割又は営業の譲渡の期日等を審査基準日とした経営事項審査にあつては、平成 28 年 7 月 26 日まで）の間にあるものに限る。）の結果における管工事の総合評定値（建設業法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値をいう。以下同じ。）が 1,200 点以上であること。
- (イ) 過去 15 年間（平成 13 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までをいう。以下同じ。）に延床面積（増築又は改築の場合は、当該部分の延床面積とする。）25,000 平方メートル以上の鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造による病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院をいう。）の新築、増築又は改築に係る衛生設備工事を元請として施工した実績（施工中であるものを除く。）を有すること。ただし、共同企業体としての実績である場合は、出資比率 20 パーセント以上の実績に限る。
- (ウ) 過去 15 年間に鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造による免震構造の新築、増築又は改築に係る衛生設備工事を元請として施工した実績（施工中であるものを除く。）を有すること。ただし、共同企業体としての実績である場合は、出資比率 20 パーセント以上の実績に限る。
- (エ) 配置予定技術者に係る事項

次の要件を全て満たす者を専任の主任（監理）技術者として配置できること。

- a 構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であつて、平成 28 年 4 月 26 日（火）以前から継続しているものをいう。）にある者
- b 技術士（衛生工学部門）（以下「技術士」という。）又は一級管工事施工管理技士の資格を有する者であつて、かつ監理技術者の資格を有する者

イ 代表者以外の構成員に関する要件

次の要件を全て満たす者であること。

- (ア) 経営事項審査の結果における管工事の総合評定値が 810 点以上であること。
- (イ) アの(エ)の a に掲げる条件を満たす技術士又は一級管工事施工管理技士の資格を有する者で、本件工事の期間中主任技術者として専任で配置することができる者を有すること。
- (10) 共同企業体は次に掲げる要件を満たすものであること。
- ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。
- イ 代表者は、(9)のアの要件を満たす者であつて、出資比率が構成員のうち最大の者であること。
- ウ 各構成員の出資比率は 20 パーセント以上であること。

3 共同企業体の結成に関する事項

共同企業体の結成に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 構成員は、この入札公告に係る他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。
- (2) 構成員の配置予定技術者は、2 人まで同時に申請することができる。また、同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とするは差し支えないが、他の工事を落札したことにより申請した配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した申請書の取り下げ又は入札の辞退を行うこ

と。これらの行為を行わない入札は無効とし、当該入札者については資格停止の措置を行うことがある。

4 総合評価に関する事項

(1) 本工事の総合評価に関する評価項目は、次のとおりとする。

ア 技術提案

イ 施工体制

(2) 総合評価の方法

ア 基礎点

入札説明書及び設計図書（以下「入札説明書等」という。）に記載された要件を実現できると認められる場合は、基礎点を与える。

イ 加算点及び施工体制評価点

総合評価に関する評価項目について入札説明書で定める評価基準により評価委員会が評価し、加算点及び施工体制評価点を与える。

ウ 評価値

価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、入札価格が予定価格の制限の範囲内である入札者について、基礎点、加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

(3) ヒアリングの実施

2の入札参加資格を有する者が提出した技術提案の内容についてヒアリングを実施する。

(4) 落札者の決定方法

ア 次に掲げる要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札し、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 技術提案の内容が最低限の要求要件を満たしていること。

(ウ) 評価値が基礎点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

イ 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(5) 技術提案の内容の遵守

施工に当たっては、事前に提出し適正とされた技術提案の内容を遵守すること。ただし、発注者との協議により、技術提案の内容以上と認められるものについては、これに基づく施工を認める。受注者の責により、技術提案の内容が遵守されない場合は、工事成績評定点の減点及び違約金請求の措置を講ずるものとする。

5 手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局新病院建設推進室（鳥取県立中央病院外来棟2階）

電話 0857-26-2271（代表）

(2) 関係資料の配布

入札説明書等は、平成28年7月1日（金）から同月26日（火）までの間に鳥取県立中央病院ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>）から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、平成28年7月1日（金）から同月26日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時までの間に、(1)の場所で直接交付するものとする。

(3) 申請書等の提出

ア 提出方法

本入札に参加を希望する者は、入札説明書等に基づき申請書、技術提案書及び施工体制評価に関する資料（以下「申請書等」という。）を作成し、持参又は郵便等により提出すること。なお、郵便等による場合は、親展と明記した書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（以下「書留郵便等」という。）によることとする。

イ 提出場所

（1）に同じ。

ウ 提出期限

平成28年7月26日（火）午後4時までに到着したものに限り受け付ける。

エ ヒアリングの実施

平成28年8月1日（月）に実施する予定であり、時間等の詳細については、対象者に別途通知する。

(4) 質問の受付及び回答

ア 質問の提出方法

申請書等に関する質問（入札書の提出に関する質問を除く。）がある者は、簡易な事項に関するものを除き、質問書を作成し、持参、書留郵便等又は電送（電子メールアドレス chuoubyouin@pref.tottori.jp）により提出すること。なお、電送による場合は、（1）に電話連絡し、着信を確認することとする。

イ 質問の受付期間

質問の受付は、平成28年7月13日（水）午後4時までとする。

ウ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は鳥取県立中央病院ホームページに公開するとともに、（1）の場所において閲覧に供する。

エ 質問に対する回答期限

質問に対する回答は、平成28年7月19日（火）午後4時までとする。

(5) 入札参加資格の通知

2により本工事に係る入札参加資格及び共同企業体入札参加資格を有すると認められた者（以下「入札参加者」という。）には、その旨を平成28年8月5日（金）までに通知する。

6 入札手続に関する事項

(1) 入札書の提出

ア 提出方法

入札参加者は、入札書に工事費内訳書を添付の上、持参により提出すること。ただし、やむを得ないと認められる場合は、書留郵便等により提出することができる。

イ 提出場所

5の（1）に同じ。

ウ 提出期限

入札書は平成28年8月23日（火）午前9時から同月25日（木）午後4時までに到着したものに限り受け付ける。

エ 質問の受付期間

入札書の提出に関する質問の受付は、平成28年8月18日（木）午後4時までとする。

オ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は鳥取県立中央病院ホームページに公開するとともに、5の（1）の場所において閲覧に供する。

カ 質問に対する回答期限

質問に対する回答は、平成28年8月22日（月）午後4時までとする。

(2) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。なお、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）第23条第1項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(3) 開札日時及び場所

平成28年8月26日（金）午前10時より鳥取市江津730鳥取県立中央病院内にて開札する。

(4) 落札者決定予定日

平成28年8月31日（水）

(5) 入札の無効

2の入札参加資格のない者による入札、申請書等の提出された資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 入札結果の公表

契約締結後、入札結果を鳥取県立中央病院ホームページに公表するとともに、5の(1)の場所において閲覧に供する。

7 低入札価格調査

(1) 鳥取県低入基準備価格及び最低制限価格設定要領（平成19年8月15日付第200700071998号県土整備部長通知。以下「低入要領」という。）第5条に規定する低入基準備価格（以下「低入基準備価格」という。）を下回った全ての入札者（以下「低入札調査対象者」という。）に対して、低入要領第8条の規定に基づき低入札価格調査を実施する。

(2) 低入札価格調査により、その者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者の入札を失格とする。

(3) 低入札調査対象者に対してヒアリングを実施する。

(4) 低入札調査対象者は、入札説明書に示す期限までにヒアリングのための追加資料を提出するものとする。

(5) 提出された資料については、提出期限後における差替え及び再提出は認めない。

(6) 低入札調査対象者は、調査に協力しなければならない。

8 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号）第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。ただし、低入基準備価格を下回る価格で落札した者との契約については、契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の30以上の金額を納付しなければならない。

9 その他

(1) 手続において使用する言語、通貨、時刻及び単位等

日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(2) 著作権の取扱い

ア 落札者が提出した技術提案に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては技術提案を提出した者（以下「提案者」という。）に帰属するものとする。

イ 落札者以外が提出した技術提案に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

(3) 特定調達契約

この調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に該当する。

(4) 経費の負担

本入札に関し要する経費は、参加者の負担とする。

(5) 低入基準価格を下回った価格での入札

低入基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領(平成14年5月22日付管第471号県土整備部長通知)の4に規定する追加技術者を配置しなければならない。

(6) 入札手続における交渉の有無

無

(7) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(8) 入札参加資格の認定を受けていない者の参加

2の入札参加資格の認定を受けていない者も5の(3)により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには開札までに入札参加資格の認定を受けていなければならない。

(9) その他

詳細は、入札説明書等による。

10 Summary

(1) Subject matter of the contract

Construction work of the Tottori Prefectural Chuou Hospital(Main building-Plumbing equipment)

(2) Deadline for submitting bidding applications : 4:00 PM, July 26, 2016

(3) Deadline for other relevant documents for qualification : 4:00 PM, July 26, 2016

(4) Deadline for the submission of tender : 4:00 PM, August 25, 2016

(5) Please Contact : Prefectural Chuou Hospital Construction Promotion Office Tottori

Prefectural Government 730 Edu Tottori-shi, 680-0901 Japan, TEL 0857-26-2271